

自然科学研究機構生理学研究所脳機能イメージング共同利用実験委員会規則

平成21年3月17日
生研規則第3号

(設置)

第1条 自然科学研究機構生理学研究所（以下「研究所」という。）に、磁気共鳴装置及び生体磁気計測装置の共同利用実験計画に関する事項を調査審議するため、生理学研究所脳機能イメージング共同利用実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 脳機能計測・支援センター長（以下「センター長」という。）
- 二 研究所の教授又は准教授 3名
- 三 研究所の職員以外の学識経験者 5名

2 前項第2号及び第3号の委員は、研究所長が委嘱する。

(任期)

第3条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 研究所長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、岡崎統合事務センター総務部国際研究協力課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 次の規則は、廃止する。

- 一 自然科学研究機構生理学研究所磁気共鳴装置共同利用実験委員会規則（平成16年生研規則第10号）
- 二 自然科学研究機構生理学研究所生体磁気計測運営委員会規則（平成16年生研規則第11号）

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。